

令和5年度裾野市農業委員会10月総会 議事録

1. 開催日時 令和5年10月10日(火) 午後1時30分から午後2時10分
 2. 開催場所 裾野市役所402会議室
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	大庭 清宏	7	鈴木 知華	東	飯塚 邦彦	富岡	井上 恭男
2	荻田 弘明	8	高草 富一	東	芹澤 秀雄	富岡	杉山 守正
3	勝又 直美			西	市川 光一	富岡	渡邊 光永
4	勝又 和一	10	渡邊 博美	深良	大庭 洋行	須山	中村 偉文
5	杉山 邦利	11	杉山 克己	深良	勝又 勝美		
6	杉山 利博	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

9	西島 則夫						
---	-------	--	--	--	--	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 木原慎也 書記 中村健児 書記 関野悠樹 書記 久保裕太郎

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

6	杉山 利博	7	鈴木 知華
---	-------	---	-------

第3 議事

- (1) 報第 9号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
 (2) 議第20号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について
 (3) 議第21号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について
 (4) 議第22号 農用地利用集積計画(案)の決定について
 (5) 議第23号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について

7. 会議の概要

議長

只今から令和5年度裾野市農業委員会10月総会を開会します。
 本日の委員は12名中11名出席ですので、総会は成立しています。
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議
 ございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、6番 杉山利博委員、7番 鈴木知華委員にお願いします。
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の久保裕太
 郎氏を指名します。
 それでは、議事に入ります。報第9号 農地法第5条の規定による農地転用届出に
 対する受理について 番号1～2 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第9号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
 番号1～2

(議案朗読により説明)

議長 ただ今の報第9号 番号1～2について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思いません。
次に、議第20号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第20号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真によりにより説明)

議長 続きまして、地区担当委員 2番 荻田弘明委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は、中央公園の植松家住宅前入口から北西に約200メートルのところに位置します。

申請地は市街化区域内の農地です。面積は385㎡で、地目は登記簿が田、現況が畑です。

渡人は令和2年に相続により申請地を取得し、耕作管理を行っていましたが、継続していくことが難しくなったため、売却等を検討していました。

今回、受人が渡人の意向を知り、相談したところ、売買の話がまとまり、申請に至ったものです。

受人については、新規就農となりますが、農業協同組合に32年間勤務し、営農部門や機械修理部門に従事しておりました。退職後は谷井農機株式会社に10年間勤務し、農機具の修理を担当していました。勤務の傍ら、20年間に渡り、自宅近くの他の方の農業を共同で行い、葉物野菜や果樹を栽培し、自家消費や親戚、近隣住民に提供していました。

現在は、自宅隣接の山林の一部を畑として利用して営農していますが、日照条件も悪く、経営規模を拡大したいと考えていました。

農業経験は35年で、農協に勤めているときには農業指導を行っていたため、経験や技術については問題ありません。必要な農機具も所有しており、営農に問題はないかと思えます。通作にかかる時間は車で5分程度です。

従事日数の基準や地域との調和についても問題ありません。

耕作計画によると、農作業は夫婦で行い、繁忙期には息子にも手伝ってもらい、露地野菜及び果樹の栽培をする予定です。

周辺農地への悪影響は、特にないかと思われまます。ご審議のほどお願いします。

事務局 事務局より補足がありますので説明いたします。

本件の譲受人の鈴木慶一郎さんは、新規就農になります。

通常は、1ヶ月前の全員協議会で新規就農の説明をして翌月の議案となる流れですが、今回は事前相談等が無く申請があり、同月のタイミングとなりましたため、先に新規就農について説明をさせていただきます。

全員協議会の資料No.2をご覧ください。

今回就農する方は、千福の鈴木慶一郎さんという方です。次ページに記載していますが、年齢は79歳で、農業経験としては、農業協同組合に32年間勤務して営農部門・機械修理部門に従事した後、農機具の谷井農機株式会社に10年間勤めて農機具の修理を担当していました。その傍ら20年間にわたって他の方と共同で栽培農業を

行っていました。

経営計画書にあるとおり、本人・妻・子の3人で経営を行っていきます。記載のとおり農機具類も揃っており、資金も自己資金で行います。

販売計画につきましては、農協のふれあい市に出品、販売する計画です。栽培する作物は露地野菜を栽培するとのことです。

鈴木慶一郎さんの説明は以上です。

議 長 　　ただ今の議第20号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

大庭清宏委員 対象地は市街化区域内の農地ですか。

事務局 　　はい。市街化区域内の農地になります。

大庭清宏委員 市街化調整区域でもっといい農地がありそうに思うが何故ここなのか。

事務局 　　今回譲受人が農地を探している中で、譲渡人が農地を管理できないという話を共通の知人から聞き、譲受人が経営規模を拡大したいとの意向から申請になりました。

飯塚邦彦委員 接道や周囲の土地との境界が何もないようだが、そのあたりは問題ないのか。

事務局 　　まず接道との境界は、間に歩道があってガードレールの切れ目になっています。隣接地との境界は、今回売買にあたって測量をかけて境界に目印を打ってありますので、使用する部分は明確になっています。この隣の土地も譲渡人の土地ですので、両者間でトラブルがないよう許可証を渡すときに伝えたいと思います。

議 長 　　ほかに質疑等がありましたらお願いします。

それではお諮りします。議第20号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 　　それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第20号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号2事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　　はい。議第20号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号2

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 　　続きまして、地区担当委員 推進委員 勝又勝美委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は、深良 原区集会所南の道路向かいに位置します。
申請地は調整区域内の農地です。面積は1,547㎡で、地目は登記簿・現況ともに田です。

渡人は、平成16年に相続により取得し、自身で耕作管理を行っていましたが、仕事をしながらでは手が回らなく売却を検討していました。

今回、農協を通じて売却したい渡人と、経営規模拡大したい受人とで意向が合致し、申請に至りました。

受人は、市内の認定農業者で、現在、水耕栽培によりサラダほうれん草等を栽培しています。

経営農地は約2,564㎡で、効率的に管理されています。経験・技術についても問題はありません。

申請地取得後の経営農地は、4,111㎡です。通作にかかる時間は徒歩1分程度です。

従事日数の基準や地域との調和についても問題ありません。

耕作計画によると、露地野菜の栽培をする予定です。

周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。ご審議のほどお願いします。

議長 　ただ今の議第20号 番号2について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等 無し）

議長 　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第20号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 　それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第21号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　はい。議第21号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1

（議案朗読・投影写真により説明）

議長 　続きまして、地区担当委員 推進委員 井上恭男委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 　申請地は、上城区集会所の約400m西側に位置しています。

現況は休耕地となっています。

貸人は、借人である法人の代表者です。

申請地は、令和元年7月に、借人である法人の工場敷地拡張工事のための駐車場・現場事務所・資材置場の敷地として4年間の一時転用の許可を受けて転用事業を行い、令和5年7月に一時転用の完了報告を受付けています。

その後、借人は、工場拡張及び経営状況の変化により、当初の予定よりも従業員数が多くなったため、追加で駐車場を確保する必要が生じました。

そこで、申請地を改めて恒久的に駐車場として転用することを計画し、申請に至りました。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされており、立地基準は問題ないと思います。

建築物や工作物に該当する施設がなく、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。転用事業を実施する資金力も確認できていることから、一般基準を満たしていると考えられます。

北側は道路、東側は宅地、南側は畑、西側は畑に面しています。

なお、南側の畑は河川の川岸(かわぎし)であり、所有者は建設省となっています。

隣地との境界には、見切りが設置されます。場内は碎石敷とし、雨水は基本的に自然浸透となりますが、南側に浸透施設を設ける計画であり、雨水の流出の恐れは少ないと考えられます。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 　ただ今の議第21号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等 なし）

議 長 　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第21号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 　それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第21号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　はい。議第21号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2

（議案朗読・投影写真により説明）

議 長 　続きまして、地区担当委員 8番 高草富一委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 　申請地は、公文名堤の約100m南西側に位置しています。
現況は休耕地となっています。
貸人は、相続により申請地を取得しましたが、高齢により手をかけることができない状態でした。
借人は、太陽光発電施設の建設や資材の販売を行っている法人であり、事業用地を検討する中で、貸人と賃貸借の合意ができたことから申請に至りました。
農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされており、立地基準は問題ないと思います。
建築物や工作物に該当する施設がなく、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。電力の受給契約や送電の手続きも進められています。また、転用事業を実施する資金力も確認できていることから一般基準を満たしていると考えられます。
北側は水路、東側は道路、南側は宅地及び山林、西側は田及び道路に接しています。太陽光発電設備の周囲にはフェンスを設置します。また、敷地内は年2回の草刈りを行います。
雨水は自然浸透となります。
以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われれます。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 　ただ今の議第21号 番号2について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等 なし）

議 長 　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第21号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 　それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第22号 農用地利用集積計画（案）の決定について 番号1
こちらの案件は、高草富一委員が関係する案件になります。農業委員会法第31条第1項に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事

項については、その議事に参与することができない。」という規定があります。これに準じて、高草富一委員は、議案審議の間、一時退席願います。

(高草富一委員 退席)

事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第22号 農用地利用集積計画(案)の決定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議長

続きまして、地区担当委員 推進委員 芹澤秀雄委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

利用権設定地は、東中学校グラウンド西の隣接地と、東中学校から北東に約150mのところのところに位置します。

設定地は市街化調整区域内にある2筆の農地です。公簿地目は1筆が山林、1筆が畑で、現況地目はいずれも畑です。

面積は2筆合計2,502㎡です。

貸人は、平成12年に相続により取得後、自身でお茶の栽培を行ってききましたが、他にも農地を所有しており、管理に手が回らなくなってきたため、売却・賃借を検討していました。

今回、お茶の販売先で付き合いのあった借人に相談したところ、話がまとまり、計画の提出に至ったものです。

借人は御殿場市でお茶の生産、作業の受託、販売を行っています。勝又氏自身が所有している農地でもお茶を栽培しています。

必要な農機具も所有しており、農業経験・技術等も問題ありません。

相対による利用権設定で、期間は賃貸借により10年間です。

耕作管理計画によると、家族6人と繁忙期には季節社員を10人雇い、お茶を栽培する予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。ご審議をお願いします。

議長

ただ今の議第22号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第22号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

それでは、全会一致で許可することに決定します。

(高草富一委員 入室)

次に、議第23号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第23号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議長

続きまして、地区担当委員 推進委員 渡邊光永委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

利用権設定地は富岡中学校から南東に約200mのところ position します。
設定地は市街化調整区域内にある貸人の所有している水路をはさんだ2筆の農地です。地目は公簿・現況共に田です。
面積は2筆合計1,036㎡です。
貸人は、平成25年に相続により取得しましたが、今まで年に数回の保全管理を行うのみでした。
借人は、9月の全員協議会で、新規農業参入希望者として営農計画の説明がありましたが、農地を探していたところ、農協を通して中間管理事業を活用して、利用権設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。
借人は、新規のため、今回利用権設定する土地1,036㎡が耕作地となり、従事日数は180日です。現在は、週3日会社に勤めていますが、定年後は農業に専念するとのことです。耕作は、借人をふくめた2名で行います。
通作にかかる時間は車で約5分です。必要な農機具は所有しており、農業経験・技術等も問題ありません。期間は使用貸借により10年間です。
耕作管理計画によると、農作業は夫婦で行い、露地野菜を作付する予定です。周辺農地への影響は特に問題はないと思います。ご審議をお願いします。

議長

ただ今の議第23号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第23号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第23号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号2 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第23号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号2

(議案朗読・投影写真により説明)

議長

続きまして、地区担当委員 5番 杉山邦利委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

利用権設定地は須山浅間神社から南東に約370mのところ position します。
設定地は市街化調整区域内にある3筆の農地です。公簿地目は1筆が畑、2筆が田で、現況地目はいずれも畑です。
面積は3筆合計4,487㎡です。
貸人は、平成24年7月から農地利用集積円滑化事業を活用し、平成30年11月からは農地中間管理事業に切り替えて、利用権を設定していました。
この度、令和5年10月末で終期を迎えるにあたり、継続して賃借することで話がまとまり更新に至りました。
借人の手綱史芳さんは、市内の認定農業者であり、そば等の作付を行っています。経営農地は約95,000㎡あり、効率的に管理されております。農業経験・技術等も問題ありません。
貸付期間は使用貸借により5年間です。

耕作管理計画によると、引続き借人と息子の2名で、そばを作付する予定です。周辺農地への影響は特に問題はないと思います。ご審議をお願いします。

議 長 　　ただ今の議第23号 番号2について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等 無し）

議 長 　　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第23号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 　　それでは、全会一致で許可することに決定します。
ではこれをもって令和5年度裾野市農業委員会10月総会を閉会します。

令和5年10月10日（会議録署名人）

6番署名人

杉山 利博

7番署名人

鈴木 知華